

## 計算書類に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

H19年3月31日以前の取得物品に関しては旧定額法、H19年4月1日以降の取得物品に関しては定額法による。

#### (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

H29年4月1日付で経理規程の改訂を行っている。それに伴い決算書類の名称が財務諸表から計算書類に変更となり、附属明細書等のナンバリングにも変更が加えられている。ナンバリング等については注記5を参照、詳しくは経理規程を参照のこと。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度および、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

#### (1) 法人全体の計算書類

(法人単位資金収支計算書第1号の1様式、法人単位事業活動計算書第2号の1様式、法人単位貸借対照表第3号の1様式)

#### (2) 拠点区分の計算書類

(拠点区分資金収支計算書第1号の4様式、拠点区分事業活動計算書第2号の4様式、拠点区分貸借対照表第3号の4様式)

法人全体の注記は別紙1、附属明細書は別紙3①～⑭の各書類、財産目録は別紙4となる。

尚、今期より財産目録の様式に変更が加えられている。

#### (3) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では公益事業を実施していないため作成していない。

#### (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部サービス区分

イ 認定こども園 ひかりこども園サービス区分

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

①H27年度ソフトウェアの減価償却費141,903円の計上漏れを精査したところ、会計移行時の期首簿価を523,917円ととすべきところ取得価額665,820円にて入力していたためだことが判明。反映もれとなっていた減価償却分141,903円計上し、修正を行った。

②H27年度の決算終了後、H27年度末に積立てを行った保育所施設整備積立金4,650,400円はこども園移行後は積立てができないことが判明、同額を施設整備積立金とした。(12月理事会にて報告済。)

資金の移動自体はH29年3月末時点で保育所施設整備積立金4,650,400円を解約し、同額を施設整備積立金に振替した。貸借対照表上今年度の資金移動となっているが、このような理由による。

③H29年4月1日付で経理規程の改訂を行った。詳細については経理規程を参照するものとする。

④財産目録については、H28年度分より様式を変更するものとする。